



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*36 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)

*37 和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則 (就農促進課)

○ 教育委員会規則

*11 和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

*12 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

*13 和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則

○ 訓令

*11 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)

*12 和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 (管財課)

規 則

和歌山県規則第35号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3	人事課職員厚生室	職員の健康指導等の業務に従事する職員	白衣	1	12	
			カーディガン	1	36	
			白靴	1	12	
			白靴下	3	12	

別表第1の16の項から18の項までを次のように改める。

16	保健所	狂犬病予防の業務に従事する職員	白衣	1	24	実情に応じて、白衣又は作業服のいずれか一方を貸与する。
			作業服	2	24	
			ゴム長靴	1	24	
			雨合羽	1	24	
		と畜検査に従事する職員	作業服	2	24	
			ゴム長靴	1	24	
			帽子	2	24	
		診療、保健衛生、栄養指導及びその他の医療の業務に従事する職員	白衣	1	24	
17	高等看護学院 なぎ看護学校	し尿処理施設の採水及び現場検査に従事する職員	作業服	2	24	看護帽、看護衣及び白衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「2」と読み替えるものとする。
			ゴム長靴	1	12	
		毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務に従事する職員	作業服	1	24	
			作業靴	1	24	
		移送業務及び防疫業務に従事する職員	作業服	1	24	
		環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服	1	24	
			作業靴	1	24	
18	こころの医療センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び現物調査に従事する職員	作業服	2	24	最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を
			作業靴	1	12	
18	こころの医療センター	診療、衛生検査、調剤、栄養指導その他の医療の業務に従事する職員	白衣	1	12	最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を

					を「3」と読み替えるものとする。
看護業務に従事する職員	看護帽 看護衣 白靴下 白靴 カーディガン	2 2 27 2 1	12 12 12 12 36		看護帽及び看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。
病院内の清掃作業の業務及び雑役作業の業務に従事する職員	作業服 ズック靴 ゴム長靴	2 1 1	24 12 12		実情に応じて、ズック靴又はゴム長靴のいずれか一方を貸与する。
病院内において専ら汚染被服等の洗濯作業の業務に従事する職員	作業服 前掛 ゴム長靴	2 1 1	24 12 12		
業務上、病院内において直接患者に接触する事務員	事務服(夏) 事務服(冬)	1 1	24 24		
衛生検査、診療放射線及び調剤の業務に従事する職員	白長ズボン ズック靴	1 1	12 12		
作業療法の業務に従事する職員	作業服 ズック靴	1 1	12 12		
病院内の給食施設において炊事等の業務に従事する職員	作業服 前掛 調理帽 ズック靴 ゴム長靴	2 2 1 2 2	12 12 12 12 12		ズック靴については、衛生管理上必要な場合に限る。

別表第1中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項から27の項までを1項ずつ繰り上げ、28の項中「振興局農林水産振興部」を「振興局産業振興部」に改め、同表中28の項を27の項とし、29の項から36の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の37の項中「工事完了検査」を「工事現場への立入検

査、工事完了検査」に改め、同表中37の項を36の項とし、38の項から47の項までを1項ずつ繰り上げ、48の項の前に次のように加える。

47	企画保全室	工事現場の検査及び監督の業務に従事する職員	作業服(夏) 作業服(冬)	1 1	24 24
----	-------	-----------------------	------------------	--------	----------

別表第1中50の項を削り、51の項を50の項とし、52の項から54の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の3の項を次のように改める。

3	県税事務所	不動産取得税評価業務に従事する職員	作業服		
---	-------	-------------------	-----	--	--

別表第2の12の項から14の項までを次のように改める。

12	環境衛生研究センター	環境保全に係る検査、測定等の業務に従事する職員	ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴 防寒服		
13	動物愛護センター	狂犬病予防の業務に従事する職員	作業服		
14	障害福祉課	移送業務に従事する職員	作業服		

別表第2の15中「護送業務及び」を削り、同表の16の項中

を

		食品衛生監視の業務に従事する			
職員	白衣 帽子 ゴム長靴				

		食品衛生監視の業務に従事する			
		自然公園の許認可事務に係る現及び立入検査の業務に従事する			

職員	白衣 帽子 ゴム長靴
地調査 職員	作業服 作業靴 防寒服

に改め、同表の17の項中「医科大学（附属病院紀北分院を含む。）及び」を削り、同表の25の項中「振興局農林水産振興部」を「振興局産業振興部」に改め、同表中48の項を削り、45の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、44の項の次に次のように加える。

45	企画保全室	工事現場の検査及び監督の業務に従事する職員	防寒服 安全靴
----	-------	-----------------------	------------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第36号

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農業大学校校則（昭和58年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第22条を第24条とし、第13条から第21条までを2条ずつ繰

り下げ、第12条の次に次の2条を加える。

（授業料の納付）

第13条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額及びその納付方法は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及びこの規則に定めるところによる。

3 授業料の納期及び各納期において納付しなければならない授業料の額は、次のとおりとする。ただし、校長はやむを得ないと認める場合には、分納を許可することができる。

納 期	納 付 す べ き 額
前期（4月30日）	授業料の額の2分の1の額
後期（10月31日）	授業料の額の2分の1の額

4 校長は、前項の納期内に納付しない学生に対しては、直ちにその旨を当該学生又はその保証人に通知するとともに、期日を指定して未納授業料の納付を命じなければならない。

5 学年の途中で退学、休学又は復学を許可され、又は命じられた学生について徴収する授業料の額は、月額計算（許可され、又は命じられた日の属する月を含む。ただし、月の初日の休学の場合に限り、その月は、含まない。）するものとする。

（授業料の減免等）

第14条 校長は、経済的理由その他特別の事情により授業料の納付が困難であると認められる者について、知事の承認を得て授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

別記第4号様式中「（第13条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

別記第5号様式中「（第15条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

別記第6号様式中「（第17条関係）」を「（第19条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務職員等の項中「事務長補佐」を「事務長補佐主任」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項及び第5項中「及び主査」を「、主任及び主査」に改め、同条第7項中「主査」を「主任及び主査」に改める。

別表第1和歌山県立那賀高等学校の項中「那賀郡岩出町大字高塚115」を「岩出市高塚115」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特殊教育学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「事務職員のうちから」を削り、同条第4項中「及び主査」を「、主任及び主査」に改め、同条第5項中「及び主査」を「、主任及び主査」に改め、「事務職員のうちから」を削り、同条第7項中「主査」を「主任及び主査」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 振興局の室 振興局に設置する総務室をいう。

第5条第2項中「の課長という。）」の次に「、振興局の室の長（以下「振興局の室長」という。）」を加え、同条第3項中「本庁の課長」の次に「、振興局の室長」を加える。

第6条及び第7条中「本庁の課長」の次に「、振興局の室長」を加える。

第8条第1項中「本庁の課」の次に「、振興局の室」を加え、同条第2項中第4号を削り、同項第3号中「医科大学及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 振興局の室 振興局の室の副室長

第8条第4項及び第6項中「本庁の課長」の次に「、振興局の室長」を加える。

第68条第1項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、法人その他の団体にあつては知事が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」に改める。

第68条第2項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は指定管理者」に改める。

第101条見出し中「県民行政部等」を「総務室等」に改め、同条第1項中「振興局の県民行政部」を「振興局の総務室」に、「、農林水産振興部」を「、産業振興部」に、「県民行政部等」を「総務室等」に改める。

第103条の見出し及び第1項並びに同条第2項中「県民行政部等」を「総務室等」に改める。

「

- (1) 振興局長の権限に属する事務
- (2) 振興局長に委任された事務に
- (3) 市町村の長又は議会の長に発
- (4) 他の振興局の長又は地方機関
- (5) その他振興局長名によること

第105条第1項の表中

- (1) 振興局の部長の権限に属する
- (2) 市町村の長又は議会の長に発
- (3) 他の振興局の長又は地方機関
- (4) その他振興局の部長名による

- (1) 本庁の課長、振興局の部長又は軽易なもの
- (2) 振興局の事務所の長、地方機
- の事務所の長に発する文書
- (3) その他ダム管理事務所長名に

に係る文書 係る文書 する文書	振興局の長
の長に発する文書 を適当とする文書	

事務に係る文書 する文書で軽易なもの の長に発する文書で軽易なも	振興局の部長
--	--------

- (1) 振興
 - (2) 振興
 - (3) 市町
 - (4) 他の
 - (5) その
- を
- (1) 振興
 - (2) 市町
 - (3) 他の
 - の
 - (4) その

ことを適当とする文書		(1) 振興 (2) 市町 (3) 他の (4) その
は地方機関の長に発する文書	ダム管理事務所長	(1) 本庁 発する
関の事務所の長又は総合技術 よることを適当とする文書		(2) 振興 センタ (3) その

局長の権限に属する事務に係る文書 局長に委任された事務に係る文書 村の長又は議会の長に発する文書 振興局長又は地方機関の長に発する文書 他振興局長名によることを適当とする文書	振興局長
---	------

局の室長の権限に属する事務に係る文書 村の長又は議会の長に発する文書で軽易なもの 振興局長又は地方機関の長に発する文書で軽易なもの 他振興局長の室長名によることを適当とする文書	振興局の室長
---	--------

局の部長の権限に属する事務に係る文書 村の長又は議会の長に発する文書で軽易なもの 振興局長又は地方機関の長に発する文書で軽易なもの 他振興局長の部長名によることを適当とする文書	振興局の部長
---	--------

の課長、振興局長の室長、振興局長の部長又は地方機関に 文書で簡易なもの 局の事務所の長、地方機関の事務所の長又は総合技術 一の事務所の長に発する文書 他ダム管理事務所長名によることを適当とする文書	ダム管理事務所長
--	----------

長
長
務

に改める。

第108条中「振興局長の部長」を「振興局長の室長又は振興局長の部長」に、「市町村課長」を「管財課長」に改める。

第110条（見出しを含む。）、第114条（見出しを含む。）及び第116条（見出しを含む。）中「県民行政部等」を「総務室等」に改める。

第119条中「振興局長の部長は」を「振興局長の室長又

は振興局長の部長は」に、「当該振興局長の部長」を「当該振興局長の室長又は当該振興局長の部長」に改める。

第120条中「管財課長」を「総務事務集中課長」に改める。

第121条、第122条及び第123条中「当該振興局長の部長」を「当該振興局長の室長又は当該振興局長の部長」に改める。

第125条見出し及び同条第1項中「県民行政部等」を「総務室等」に改める。

第126条中「当該振興局長の部長」を「当該振興局長の室長又は当該振興局長の部長」に改める。

第127条中「振興局長の県民行政部」を「振興局長の総務室」に、「農林水産部」を「産業振興部」に、「医科大学等」を「子ども・障害者相談センター等」に、「県民行政部等」を「総務室等」に改める。

第131条中「県民行政部等」を「総務室等」に、「医科大学等」を「子ども・障害者相談センター等」に改める。

第133条中「管財課長」を「総務事務集中課長」に改める。

第137条中「県民行政部等」を「総務室等」に、「医科大学等」を「子ども・障害者相談センター」に改める。

別表第1第1項の表を次のように改める。

1 本庁

課室名	記号
秘書課	秘
政策審議室	政
広報室	広
文化国際課	文国
総務学事課	総
行政経営改革室	行
人事課	人
財政課	財
税務課	税
市町村課	市町村
管財課	管
総務事務集中課	総集
危機管理室	危
総合防災課	総防
消防保安課	消
企画総務課	企画
統計課	統
人権政策課	人権
人権施策推進課	人施
情報政策課	情政
情報システム課	情
環境生活総務課	環生
循環型社会推進課	循環
廃棄物対策課	廃
環境管理課	環管
食品安全企画課	食
生活衛生課	生衛
県民生活課	県民
NPO協働推進課	N協
青少年課	青
男女共生社会推進課	男女
福祉保健総務課	福祉
子ども未来推進課	子
地域振興課	地振
総合交通政策課	総交

長寿社会推進課	長
障害福祉課	障
医務課	医
健康づくり推進課	健推
健康対策課	健
業務課	業
商工労働総務課	商
商工振興課	商振
産業支援課	産
企業立地課	企立
公営企業課	公企
観光振興課	観振
観光交流課	観交
ブランド推進課	ブ
労働企画課	労
雇用推進課	雇
農林水産総務課	農
新ふるさと推進課	新ふ
農村計画課	農計
農地整備課	農整
果樹園芸課	果
畜産課	畜
経営支援課	就
林業振興課	林
森林整備課	森
定住促進課	定
水産振興課	水
資源管理課	資
県土整備総務課	県総
技術調査課	技
事業進行課	事
道路政策課	道政
道路保全課	道保
道路建設課	道
河川課	河
砂防課	砂
生活排水課	生
下水道課	下
都市政策課	都政
住宅環境課	住
公共建築課	公
振興課	振
管理整備課	管整
漁港課	漁
出納室	出

別表第1第2項の表振興局名の部中「部名」を「部及び室名」に改め、同表海草振興局の部を次のように改める。

総務室		海総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	海健総 海健福 海健衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課 農地課	海産総 海産農振 海産林 海産地
建設部	総務課 事業調整課 管理課 用地課 道路整備課 工務課 街路公園課 海南工事事務所	海建総 海建事 海建管 海建用 海建道整 海建工 海建街 海建海工

別表第1第2項の表那賀振興局の部を次のように改める。

総務室		那総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	那健総 那健福 那健衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課 農地課	那産総 那産農振 那産林 那産地
建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 道路課 農林道課 紀の川流域下水道事務所 京奈和高速事務所	那建総 那建事 那建用 那建工 那建道 那建農 那建下水 那建高

別表第1第2項の表伊都振興局の部を次のように改める。

総務室		伊総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	伊健総 伊健福 伊健衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課 農地課	伊産総 伊産農振 伊産林 伊産地
建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 工務課 農林道課 国道橋本建設事務所	伊建総 伊建事 伊建用 伊建工 伊建農 伊建国道

別表第1第2項の表有田振興局の部を次のように改める。

総務室		有総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	有健総 有健福 有健衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課 農地課	有産総 有産農振 有産林 有産地
建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 農林道課 河港課 広川出張所 二川ダム管理事務所	有建総 有建事 有建用 有建道 有建農 有建河 有建広 有建二ダ

別表第1第2項の表日高振興局の部を次のように改める。

総務室		日総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	日健総 日健福 日健衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課 農地課	日産総 日産農振 日産林 日産地

建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路整備課 道路課 農林道課 河港課 切目川ダム建設事務所	日建総 日建事 日建用 日建道整 日建道 日建農 日建河 日建切ダ
	椿山ダム管理事務所	日建椿ダ

別表第1第2項の表西牟婁振興局の部を次のように改める。

総務室		西総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	西健総 西健福 西健衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課 農地課	西産総 西産農振 西産林 西産地
建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 河港課 近畿自動車紀南高速事務所	西建総 西建事 西建用 西建築 西建道整 西建道 西建河 西建紀高

別表第1第2項の表東牟婁振興局の部を次のように改める。

総務室		東総
健康福祉部	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課 串本支所総務健康安全課 串本支所健康福祉課 串本支所衛生環境課	東健総 東健福 東健衛 東健支総 東健支生 東健支衛
産業振興部	産業総務課 農業振興課 林務課	東産総 東産農振 東産林
串本建設部	総務管理課 事業調整課 道路課 河港課	串建総 串建事 串建道 串建河
	七川ダム管理事務所	串建七ダ
新宮建設部	総務管理課 事業調整課 用地課 道路課 河港課	西建総 西建事 西建用 西建道 西建河

別表第1第3項第1号の表医科大学の項を削り、同表岩出保健所の項中

総務課 生活福祉課 健康推進課 衛生環境課	岩健総 岩健生 岩健康 岩健衛	を	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課
--------------------------------	--------------------------	---	---------------------------

課	岩健総 岩健福 岩健衛
---	-------------------

に改める。

別表第1第3項第1号の表高野口保健所の項を次のように改める。

橋本保健所	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	橋健総 橋健福 橋健衛
-------	---------------------------	-------------------

別表第1第3項第1号中の表海南保健所の項中

総務課
生活福祉課
健康推進課
衛生環境課

課 課 課	海健総 海健生 海健康 海健衛
-------------	--------------------------

を

総務健康安全課
健康福祉課
衛生環境課

海健総
海健福
海健衛

に改め、同表湯浅保健所の項中

総務課
生活福祉課
健康推進課
衛生環境課

湯健総
湯健生
湯健康
湯健衛

を

総務健康安全課
健康福祉課
衛生環境課

湯健総
湯健福
湯健衛

に改め、同表御坊保健所の項中

総務課
生活福祉課
健康推進課
衛生環境課

御健総
御健生
御健康
御健衛

を

総務健康安全課
健康福祉課
衛生環境課

御健総
御健福
御健衛

に改め、同表田辺保健所の項中

総務課
生活福祉課
健康推進課
衛生環境課

田健総 田健生 田健康 田健衛	を	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課	田健総 田健福 田健衛
--------------------------	---	---------------------------	-------------------

くなくなった場合を除く。)を加える。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

に改める。

別表第1第3項第1号の新宮保健所の項を次のように改める。

新宮保健所	総務健康安全課 健康福祉課 衛生環境課 串本支所総務健康安全課 串本支所健康福祉課 串本支所衛生環境総務課	新健総 新健福 新健衛 東健支総 東健支生 東健支衛
-------	--	---

別表第1第3項第2号の表看護短期大学の項及び有功ヶ丘学園の項を削り、同表子供保健福祉相談センターの項を次のように改める。

難病・子供保健相談支援センター	難・子セ
-----------------	------

別表第1第3項第2号の表近畿自動車紀南高速事務所の項を削り、同表下津港湾事務所の項の次に次のように加える。

和歌山県税事務所	和県税
紀北県税事務所	紀北県税
紀中県税事務所	紀中県税
紀南県税事務所	紀南県税

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁中一般

各地方機関

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員住宅管理規程（昭和41年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「職員でなくなったとき」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項及び公立大学法人和歌山県立医科大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例（平成18年和歌山県条例第3号）で定める内部組織を定める条例の規定により職員でな